

政策:8.ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ることにかかるコストの状況

(所管:厚生労働省、一般会計、組織:厚生労働本省、担当部局:職業安定局、社会・援護局)
(東日本大震災復興特別会計厚生労働本省)

1. 政策にかかるコスト 2,890,423 百万円

(単位:百万円)

区 分	人件費	賞与引当金繰入額	退職給付引当金繰入額	補助金等	委託費等	独立行政法人運営費交付金	庁費等	その他の経費
I 人にかかるコスト	3,617	205	528	-	-	-	-	-
II ①物にかかるコスト	-	-	-	-	9	-	745	530
②庁舎等(減価償却費)	-	-	-	-	-	-	-	-
III 事業コスト	(-)	(-)	(-)	2,870,005	2,355	2,158	2,582	7,071
(1)生活困窮者等に対し適切に福祉サービスを提供するとともに、地域共生社会の実現に向けた体制づくりを推進し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること	(-)	(-)	(-)	2,832,294	283	-	334	51
(2)福祉・介護人材の養成確保を進めるとともに、福祉サービスの基盤整備を図ること	(-)	(-)	(-)	36,756	5	2,158	173	27
(3)戦傷病者・戦没者遺族等への援護、戦没者の遺骨の収集等を行うこと	(-)	(-)	(-)	954	2,066	-	2,074	6,992
コスト計(I+II+III)	3,617	205	528	2,870,005	2,365	2,158	3,328	7,602

(単位:百万円)

区 分	減価償却費	(参考) 決算額
I 人にかかるコスト	-	-
II ①物にかかるコスト	156	-
②庁舎等(減価償却費)	455	-
III 事業コスト	-	2,884,350
(1)生活困窮者等に対し適切に福祉サービスを提供するとともに、地域共生社会の実現に向けた体制づくりを推進し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること	-	2,832,846
(2)福祉・介護人材の養成確保を進めるとともに、福祉サービスの基盤整備を図ること	-	39,121
(3)戦傷病者・戦没者遺族等への援護、戦没者の遺骨の収集等を行うこと	-	12,381
コスト計(I+II+III)	611	-

(参考) 自己収入 - 百万円

2. 政策にかかるストック情報(主な資産等)

(単位:百万円)

区 分	ストック内訳							備 考
	土地	立木竹	建物	工作物	物品	無形固定資産	未払金	
物にかかるコスト	265	-	-	-	-	192	72	-
庁舎等	18,845	17,381	8	1,283	170	-	-	-
(1)生活困窮者等に対し適切に福祉サービスを提供するとともに、地域共生社会の実現に向けた体制づくりを推進し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること	△ 116,955	-	-	-	-	-	-	△ 116,955
(3)戦傷病者・戦没者遺族等への援護、戦没者の遺骨の収集等を行うこと	△ 1,527	-	-	-	-	-	-	△ 1,527
合 計	△ 99,372	17,381	8	1,283	170	192	72	△ 118,483

※「物にかかるコスト」及び「庁舎等」の区分に当てはめられてる「物品」・「無形固定資産」、「土地」・「立木竹」及び「建物」・「工作物」は、特定の政策に結びつけることが困難なため、

定員数により、当該政策に配分を行っている。

3. 参考情報

(1)当該政策に関連するコストの状況

①当該政策に配分された官房経費等の額 (単位:百万円)

I 人にかかるコスト	484
II 物にかかるコスト(庁舎等を含む。)	836
III その他事業コスト	-
合 計	1,320

②当該政策に配分された当年度の公債にかかる利払費 (単位:百万円)

利払費	65,174
-----	--------

・省庁別財務書類の公債関連情報として記載されている利払費が、一般会計における政策ごとの「政策にかかるコスト」と「当該政策に配分された 官房経費等」を合算したコストを基準として当該政策に配分された場合の額である。

(2)政策の概要

生活困窮者等に対し適切に福祉サービスを提供するとともに、地域共生社会の実現に向けた体制づくりを推進し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること、福祉・介護人材の養成確保を進めるとともに、福祉サービスの基盤整備を図ること、戦傷病者・戦没者遺族等への援護、戦没者の遺骨の収集等を行うこと。

(3)共通経費配分の方法

「人にかかるコスト」、「物にかかるコスト」及び「庁舎等」については、定員数による配分を行っている。また、本省に一括して計上されている一部の人件費については、定員数により地方局・外局へ配分を行っている。

(4)その他

なし。